【障がい者活躍推進計画】

機関名	愛南町消防本部
任命権者	愛南町消防長
計画期間	令和２年４月１日～令和７年３月31日（５年間）
愛南町消防本部における障がい者雇用に関する課題	これまで障がい者の採用実績はないが、今後在籍すること等も考えられるため、組織的な体制整備が必要である。
目標	
１．採用に関する目標	採用試験において当該受験者に対して、受験する上で必要な配慮等を確認し、可能な限り必要な配慮を行う。
２．定着に関する目標	なし ※障がいのある職員の採用後、定着状況データを把握していく。
取組内容	
１．障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、町長部局と連携を密に取りながら、障がいのある職員の相談を受付けできる体制を整備する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする職員が資格要件を満たさない場合は、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させる。
２．障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○中途障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３．障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○職員からの相談のほか、人事評価面談等の際には、職員に対して必要な配慮等の有無について確認し、継続的に必要な措置を講じる。なお、当該措置を講じるに当たっては、職員からの要望を踏まえ、過重な負担にならない範囲で適切に行う。
４．その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

※「障害」の表記について

「障害」という言葉が、「人や人の状態」を表す場合は、原則ひらがな表記としています。ただし、法令の名称や用語を用いる場合、条例や規則等で用いる場合、他の機関や団体等の固有名詞は漢字表記としています。